

令和元年度 空港収支の試算について

1 松本空港収支試算の公表について

空港法に基づく「空港の設置及び管理に関する基本方針」（平成 20 年 12 月）等も踏まえ、空港収支を継続的に公表することとしています。

2 令和元年度松本空港収支試算の作成について

航空局より、収支試算方法についてガイドラインが示され、それに基づいた試算に改め、以下（１）～（５）について作成しています。いずれも、一定の前提に基づき費用を案分する等の方法により算出していることから、「試算」という位置づけとしています。

（１）「キャッシュフローベースの収支」

各年度決算に基づく現金出納による収支です。企業会計のキャッシュフロー計算書とは異なります。

（２）事業改善シートによる決算

県が実施する事業について、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性等の観点から点検を実施するため作成をしているものです。

（３）企業会計の考え方を取り入れた試算

企業会計の考え方に合わせるべく、簡便的な方法で試算したものです。企業会計で経理を行っていないため、厳密な企業会計に基づく計算結果とは異なります。

（４）「航空系事業＋非航空系事業」の収支（単純合計）

それぞれの、営業収益（売上高）、営業損益、経常損益ごと合計したものです。

（５）空港収支の E B I T D A

1 年間の営業を通じて得られるキャッシュフロー（実質的な利益水準）を表す指標です。

※松本空港収支試算の変更点

航空局より示されたガイドラインで、「キャッシュフローベースの収支」「企業会計の考え方を取り入れた試算」について、具体的な項目構成が示され、平成 28 年度分からそれらに基づき試算を行っています。（具体的な内容についてはそれぞれの備考欄に記載しています。）

新たに、「航空系事業」と「非航空系事業」を合算した損益と E B I T D A 試算値を作成しました。